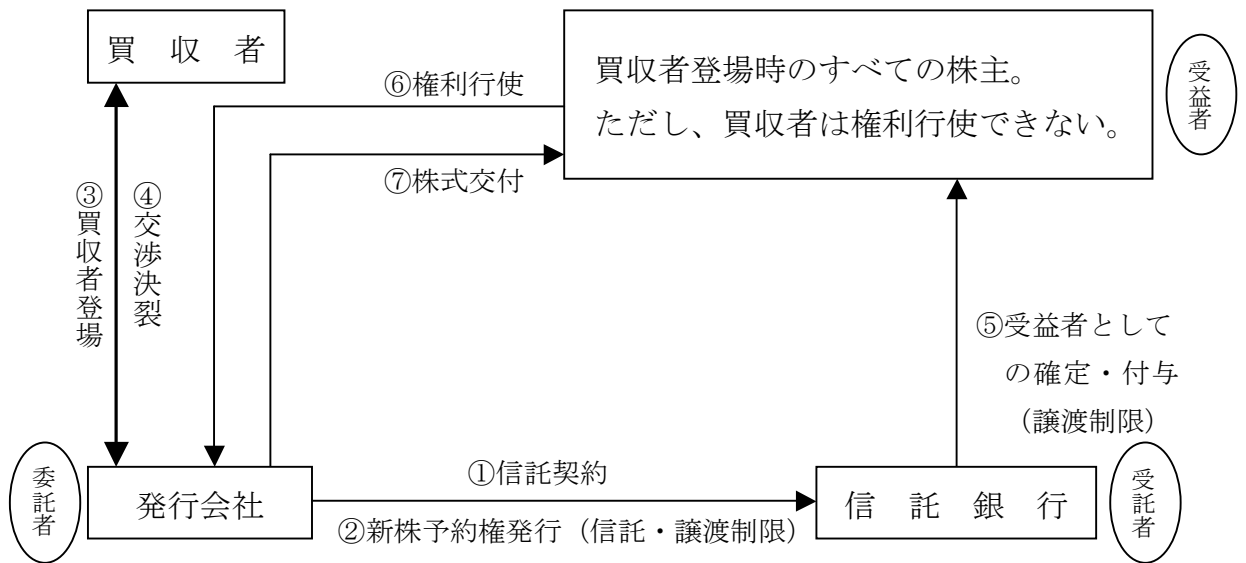


2 信託型ライツプラン（直接型）に係る税務上の取扱い（第二類型）



○ 原則的な課税関係

区分	発行会社	信託銀行	付与を受けた法人株主	付与を受けた個人株主
①・②の時点 〔信託契約・ 新株予約権 の発行〕	——	——	——	——
③・④の時点 〔買収者の 登場・決裂〕	——	——	——	——
⑤の時点 〔新株予約権 の付与〕	——	——	新株予約権の時価相当額 の受贈益が生ずる。 (注)	(所得税法施行令第84条) ↓
⑥・⑦の時点 〔新株予約権 の行使〕	——	——	——	株式の時価と権利行使価 額（新株予約権を行使し た際の払込金額）との差 額に課税される。

(注) 新株予約権を所有している場合に、消却等があったときには、付与を受けた法人において帳簿価額相当額の雑損が生ずる。その消却等が受贈益の生じた事業年度と同一事業年度である場合には、結果として、課税関係は生じない。